(短期入所生活介護関係部分)

(凡例)

今回改正した部分・・・・網かけ(施行日 令和6年4月1日)

少人(報)

省令と岡山市条例の異なる部分・・・赤文字赤下線

準用する部分・・・・・・青文字青下線(点線)

	日巾	(1771)
指定居字サービス等の事業の人	昌 意	設備及び運営に関する基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び連営に関する基準

(平成十一年三月三十一日) (厚生省令第三十七号)

一部改正 (令和六年一月二十五日)

(厚生労働省令第十六号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準,共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一~九 (略)

(定義)

- 第二条 この<u>省令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業 を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十 一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス をいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給

岡山市条例(新)案

<u>岡山市</u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準<u>等を</u> 定める条例

一部改正

平成24年12月19日 岡山市条例第85号 令和6年3月21日 岡山市条例第22号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号,第72条の2第1項並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき,指定居宅サービス,共生型サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき,指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
 - (2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41 条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスを いう。
 - (3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の

の対象となる費用に係る対価をいう。

- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護 サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われ る場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準 該当居宅サービスをいう。
- 七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- 八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所に おいて常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事 業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

<u>第三条</u> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村<u>(特別区を含む。以下同じ。)</u>,他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

対象となる費用に係る対価をいう。

- (4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該 当居宅サービスをいう。
- (7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41 条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所に おいて常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事 業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (9) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。
- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制</u>の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村<u>(特別区を含む。以下同じ。)</u>、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章~第八章 (略) 第九章 短期入所生活介護 第一節 基本方針

(基本方針)

第百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入 所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介 護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「短期入 所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- <u>5</u> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター (法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。 以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった 場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包 括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

第2章~第8章 (略)

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第149条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第150条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利

利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入 所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活 介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サー ビス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介 護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入 所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー ビス等基準第百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をい う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指 定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百 三十八条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節から第四節ま でにおいて同じ。) が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所に あっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該 指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場 合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置か ないことができる。

- 一 医師 一以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増す ごとに一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 機能訓練指導員 一以上
- 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に 応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所 生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介 護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービ ス等基準条例第133条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介 護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定短期入 所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー ビス等基準条例第132条に規定する指定介護予防短期入所生活介護を いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は 指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第 167条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節ま でにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所に あっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該 指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場 合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置か ないことができる。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を 増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に 応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第2 0条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、 その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期 入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生 活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における 特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数 以上とする。

- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定 を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

- 5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。
- 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>の</u>に必要な機能の 減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入 所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定 を受ける場合は、推定数とする。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいず れかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で あって、規則で定めるものでなければならない。

<規則> (生活相談員)

第6条第2項 条例第150条第5項に規定する規則で定める者は、 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員

(2) 介護福祉士

- 6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は常勤でなければならない。 また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。
- 8 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営む<u>ため</u>に必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者<u>であって、規則で定</u> めるものとし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事する

- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)
- 第百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ことができるものとする。

<規則> (機能訓練指導員)

- 第7条 条例第150条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。
- 9 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)
- 第151条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項 各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した 者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則 で定めるものでなければならない。

<規則> (管理者)

- 第8条 条例第151条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。
- (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者
 - ア 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条及び第8条の2 に規定する事業又は施設
 - イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下

第三節 設備に関する基準 (利用定員等)

- 第百二十三条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定 短期入所生活介護事業所(第百四十条の四に規定するユニット型指定短 期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。) とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営さ れる場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合に あっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満と することができる。
- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(設備及び備品等)
- 第百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活の ために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭

「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業

- ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83 号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有す るものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

第3節 設備に関する基準 (利用定員等)

- 第152条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定 短期入所生活介護事業所(第173条に規定するユニット型指定短期入 所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユ ニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される 場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっ ては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とする ことができる。
- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(設備及び備品等)
- 第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐

和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物を いう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれか の要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の 建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築 物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」 という。) を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消 防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又 は消防署長と相談の上、第百四十条において準用する第百三条第一 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために 必要な事項を定めること。
 - ロ 第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練につ いては、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこ
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地 域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に 関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件 を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であっ て、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火 建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の 使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の 設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備 されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を 頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の 円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けると 2 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、

- 火建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。ただ し、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短 期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の 3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」 という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する 消防署長と相談の上、第170条において準用する第112条第1 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために 必要な事項を定めること。
 - イ 第170条において準用する第112条第3項に規定する訓練に ついては、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間におい て行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地 域住民等との連携体制を整備すること。

ともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及 び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備 を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活 介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等 及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合 は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、 これらの設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面設備
- 七 医務室
- 八 静養室
- 九 面談室
- 十 介護職員室
- 十一 看護職員室
- 十二 調理室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室
- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- <u>6</u> 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、
四人以下とすること。

指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- 3 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 4 第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては,第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず,特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- <u>5</u> 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、<u>1人</u>とすること。<u>ただし、規則で定める利用</u>

- ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ハ 日照, 採光, 換気等利用者の保健衛生, 防災等について十分考慮 すること。
- 二 食堂及び機能訓練室
 - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積 以上とすること。
 - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること ができる。

<規則> (居室)

- 第9条 条例第153条第5項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合
 - (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合
 - ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。
 - イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分 に確保されていること。
 - ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。
 - エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 日照,採光,換気等利用者の保健衛生,防災等について十分考慮 すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積 以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することが</u>できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
 - ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。

<規則> (食堂)

三、浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所

要介護者が使用するのに適したものとすること。

- 第10条 条例第153条第5項第2号ウただし書に規定する規 則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人 以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められる こととする。
- エー必要な備品を備えること。

(3) 浴室

- ア 浴槽を1つとすること。
- イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただ し、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等 を入室させない等、
 - プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣 室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- <u>ウ</u> 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。
- エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- <u>オ アから工までに掲げるもののほか</u>, 要介護者が入浴するのに適し たものとすること。

<規則> (浴室)

- 第11条 条例第153条第5項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
 - (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
 - (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

(4) 便所

- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとすること。
- ウブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- <u>エ アからウまでに掲げるもののほか</u>, 要介護者が使用するのに適したものとすること。

<規則> (便所)

- 第12条 条例第153条第5項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。

五 洗面設備

要介護者が使用するのに適したものとすること。

- <u>7</u> 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - 二 廊下,便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三階段の傾斜を緩やかにすること。
 - 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - 五 居室,機能訓練室,食堂,浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は,一以上の傾斜路を設けること。ただし,エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

<基準省令> (内容及び手続の説明及び同意)

第八条の2の二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式をの他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

- (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
- (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- <u>6</u> 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - (2) 廊下, 便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室,機能訓練室,食堂,浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は,1以上の傾斜路を設けること。ただし,エレベーターを設けるときは,この限りでない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第136条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第154条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第166条に規定する重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

<基準条例> (内容及び手続の説明及び同意)

第8条の2の(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら

記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第二百十七条第一項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をも って調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第百二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況によ り、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利 用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に 居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所 生活介護を提供するものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連 携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで 利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう 必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第九条 指定短期入所生活介護事業者は,正当な理由なく指定短期入所生 活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第十条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業 所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供 する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切 な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は, 当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短 期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなけ ればならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。第279条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したも のを交付する方法

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、 若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者 の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅 において日常生活を営むために支障がある者を対象に、指定短期入所生 活介護を提供するものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連 携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで 利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう 必要な援助に努めなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供するに 当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場 合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の おおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者 等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生 活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事 業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提 供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適 切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合 は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8条第23項に規 定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当 な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速や かに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆進用

第十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供 第11条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供

を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者 資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとす る。

2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は,前項の被保険者証に,法第七十三条 第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは,当該認定審 査会意見に配慮して,<u>指定短期入所生活介護</u>を提供するように努めなけ ればならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関

を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者 資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとす る。

2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は,前項の被保険者証に,法第73条第 2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは,当該認定審査 会意見に配慮して,<u>指定短期入所生活介護</u>を提供するように努めなけれ ばならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第12条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岡山市条例第31号)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受ける

する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画 (施行規則 第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) が作成 されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しな ければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

- 第十九条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>指定短期入所生活介護</u>を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用 料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費 用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次 の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定

ことができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定短期入所生活介護</u>を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

- 第19条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第156条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定 入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1 号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入

入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の 提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の 提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大</u> 臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意 を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費 用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第二十一条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当しない<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる

- 所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) <u>基準省令第127条第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>基準省令第127条第3項第4号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(<u>基準省令第127条第3項第5号に規定する平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合</u>を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>基準省令第12</u> 7条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生 労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意 を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費 用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第21条 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、法定代理受領サービスに該当 しない<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供 した<u>指定短期入所生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事 事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第百二十八条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、<u>前項の</u>身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定短期入所生活 介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第百二十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上に わたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の 項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第157条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減 又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏 まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって は、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方 法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用いて</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第158条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心

心身の状況,希望及びその置かれている環境を踏まえて,指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して,他の短期入所生活介護従業者と協議の上,サービスの目標,当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

- 第百三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と 日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければなら ない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければなら ない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身 の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならな 身の状況,希望及びその置かれている環境を踏まえて,指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して,他の短期入所生活介護従業者と協議の上,サービスの目標,当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

- 第159条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と 日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければなら ない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清代しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければなら ない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従 事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第160条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の 状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 V)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂 で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第百三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を 踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維 持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第百三十三条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に 利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置 をとらなければならない。

(相談及び援助)

第百三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、 その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対 し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ なければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第百三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備える ほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならな V
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよ う努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受 けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意 見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わ ないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとし たとき。

(緊急時等の対応)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂 で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第161条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏 まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持 のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第162条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利 用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を とらなければならない。

(相談及び援助)

- 第163条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、 その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対 し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わ なければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度 を活用することができるように支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第164条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほ か、適官利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよ う努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受け ている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見 を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わ ないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとし たとき。

(緊急時等の対応)

第百三十六条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の 第165条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提

提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等<u>の</u>必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

- 第五十二条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活 介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとす る。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護 事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

- 第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」とい
 - う。)を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種,員数及び職務の内容
 - 三 利用定員 (第百二十一条)第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 通常の送迎の実施地域
 - 六 サービス利用に当たっての留意事項
 - 七 緊急時等における対応方法
 - 八 非常災害対策
 - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 土 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) ☆準用

第百一条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期 入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従 供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

- 第57条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介 護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係 る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種,員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員 (第150条)第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の送迎の実施地域
 - (6) サービス利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時, 事故発生時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の 手続
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 成年後見制度の活用支援
 - (12) 苦情解決体制の整備
 - (13) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等) ☆準用

第110条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに

業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、 当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介 護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 その際、当該指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等) ☆準用

- 第三十条の二 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 <u>指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者</u>に対し、業 務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施しなければならない。
- 3 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)
- 第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上 の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。た

- 従業者の勤務の体制を定め<u>、その勤務の実績とともに記録し</u>ておかなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、 当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介 護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。その際、当該指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より<u>短期入所生活介護</u>従業者の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者<u>は</u>, 短期入所生活介護従業者<u>の計画的な</u> 人材育成に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等) ☆準用

- 第32条の2 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)
- 第167条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の 利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただ

だし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 <u>第百二十一条</u>第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定 短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所 定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業 所(<u>指定居宅介護支援等基準第二条第一項</u>に規定する指定居宅介護支援 事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を 受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付 けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利 用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定に かかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定 短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(非常災害対策) ☆準用

第百三条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知<u>するとともに、定期的に</u>避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (1) 第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定 員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により,指定居宅介護支援事業 所の介護支援専門員が,緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必 要と認めた者に対し,居宅サービス計画において位置付けられていない 指定短期入所生活介護を提供する場合であって,当該利用者及び他の利 用者等の処遇に支障がない場合にあっては,前項の規定にかかわらず, 前項各号に掲げる利用者数を超えて,静養室において指定短期入所生活 介護を行うことができるものとする。

(非常災害対策) ☆準用

- 第112条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業 所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ご とに、その規模及び被害の程度に応じた</u>非常災害への対応に関する具体 的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者 との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」とい う。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画 等の概要を掲示しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計 画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を 確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- <u>4</u> 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全 の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サ ービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害

(衛生管理等) ☆準用

- 第百四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に</u>掲げる措 置を講じなければならない。
- 一 当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>における感染症の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催する とともに、その結果について、<u>短期入所生活介護従業者</u>に周知徹底を 図ること。
- 二 当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示) ☆準用

- 第三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要 事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定 短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができ る。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第三十三条 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の

者,乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。 (衛生管理等) ☆進用

- 第113条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に</u>掲げる措置を講 じなければならない。
- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症 の予防及びまん 延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、<u>短期入所生活介護従業者</u>に周知徹底を 図ること。
- (2) 当該<u>指定短期入所生活介護事業所</u>における感染症の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示) ☆準用

- 第34条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該<u>指定</u> <u>短期入所生活介護事業所</u>に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

- 第35条 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の

従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業 所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第三十六条 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活 介護に係る利用者及び その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するた めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は,提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健

従業者であった者が,正当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又 はその家族の秘密を漏らすことがないよう,必要な措置を講じなければ ならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利 用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情 報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかな ければならない。

(広告) ☆準用

第36条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所 について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なもので あってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第37条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその 従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させ ることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第38条 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者又は でいるでは、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は,提供した<u>指定短期入所生活介護</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険

康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求め があった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告 しなければならない。

(地域等との連携)

第百三十九条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携等) ☆準用

第三十六条の二 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入 所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の 家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介 護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

(虐待の防止) ☆準用

- 第三十七条の二 指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、<u>短期</u> 入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針

団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 <u>指定短期入所生活介護事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求め があった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告 しなければならない。

(地域等との連携)

第168条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努め なければならない。

(地域との連携等) ☆準用

第39条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町 村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第40条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所 生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家 族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介 護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

(虐待の防止) ☆準用

- 第40条の2 指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、<u>短期入所生</u>活介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針

を整備すること。

- 三 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
- 第百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計 とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第百三十九条の三 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介 護の提供に関する次<u>の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u></u> 年間保存しなければならない。
 - 一 短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 三 第百二十八条 第五項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する<u>第二十六条</u>の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項<u>の規定による</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録

を整備すること。

- (3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
- 第168条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第41条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所 ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計と その他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第169条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保 存しなければならない。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第19条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する<u>第27条</u>の規定による市町村への通知に係る 記録
 - (5) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
 - (6) 次条において準用する $\frac{第40条}$ 第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して<mark>採った</mark>処置についての記録

(準用)

第百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第百一条、第百三条及び第百四条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備 及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百四十条の二 第一節,第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び

- (7) 次条において準用する第110条第1項の規定による<u>勤務の体制等</u>の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第156条第1項から第3項までの規定による利用料等に関する請求及び受領等の記録 (進用)
- 第170条 第9条から第13条まで,第15条,第16条,第19条,第21条,第27条、第32条の2,第34条から第36条まで,第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。),第57条,第110条,第112条及び第113条は,指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において,第32条の2第2項,第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と,第57条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と,第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備 及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第171条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神

精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(利用定員等) ☆準用

- 第百二十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定 短期入所生活介護事業所(第百四十条の四に規定するユニット型指定短 期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。) とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営さ れる場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合に あっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満と することができる。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件 の全てを満たすこと。
 - イ <u>当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する</u> 消防長又は消防署長と相談の上、第百四十条の十三において準用す

的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(利用定員等) ☆準用

- 第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定 短期入所生活介護事業所(第173条に規定するユニット型指定短期入 所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される 場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第173条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地

る<u>第百四十条</u>において準用する<u>第百三条第一項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

- ロ <u>第百四十条の十三</u>において準用する<u>第百四十条</u>において準用する <u>第百三条第一項</u>に規定する訓練については,<u>同項</u>に規定する計画に 従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ハ 火災時における避難,消火等の協力を得ることができるよう,地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に 関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件 を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の 建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたと きは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置, 天井等の内装材等への難燃性の材料の 使用, 調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の 設置等により, 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路 の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を 頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の 円滑な避難が可能なものであること。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。
 - 一 ユニット
 - 二 浴室
 - 三 医務室
 - 四 調理室

- を管轄する消防署長と相談の上、第183条において準用する第1 70条において準用する第112条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ $\frac{\hat{\mathbf{g}} 1 8 3 \hat{\mathbf{g}}}{2 \hat{\mathbf{g}}}$ において準用する $\frac{\hat{\mathbf{g}} 1 7 0 \hat{\mathbf{g}}}{2 \hat{\mathbf{g}}}$ に規定する訓練については、 $\frac{\hat{\mathbf{g}} \hat{\mathbf{g}} 1 \hat{\mathbf{g}}}{1 \hat{\mathbf{g}}}$ に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難,消火等の協力を得ることができるよう,地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、第1号のユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室

- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 ユニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への 指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人と することができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。<u>ただし</u>、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)

- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- 3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 4 第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム (岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年市条例第77号)第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第2項及び第6項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 5 第2項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定 短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とす ることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事

の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準第百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百四十条の十二において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

- (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- (4) 日照,採光,換気等利用者の保健衛生,防災等について十分考慮すること。

口 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所と してふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること

ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

二浴室

業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防知期入所生活介護の事業をは現定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第182条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は,10.65平方メートル以上とすること。
- (エ) 日照, 採光, 換気等利用者の保健衛生, 防災等について十分 考慮すること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室 が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準と すること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか,又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (1) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室

ア 浴槽を1つとすること。

<u>イ</u> 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。た

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

- <u>7</u> 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業 所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、<u>中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあっては、一・八メートル以上)として差し支えない。</u>
 - 二 廊下, 共同生活室, 便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を 設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>第百五十三条</u>第一項から<u>第七項</u>までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満

だし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者 等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を 行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。 ウ 浴室の扉は プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用い

- <u>ウ</u>浴室の扉は,プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。
- エブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- <u>オ アから工までに掲げるもののほか</u>,要介護者が入浴するのに適 したもの

とすること。

<規則> (浴室)

- 第11条 条例第173条第5項第2号イに規定する規則で定める 基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
 - (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
 - (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業 所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、ユニット内 の廊下(中廊下を除く。)の幅は、円滑な避難に支障がないと認めら れる場合には、1.5メートル以上とすることができる。
- (2) 廊下, 共同生活室, 便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第157条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を

たしているものとみなすことができる。 (進用)

第百四十条の五 第百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介 護事業所について準用する。

第三款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第百二十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

<基準省令> (内容及び手続の説明及び同意)

第八条の2の二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百十七条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(ユニット型指定短期入所生活介護の開始及び終了) ☆準用

- 第百二十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、ユニット型指定短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者<mark>その</mark>他保健医療サービス<u>又は</u>福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

満たしているものとみなすことができる。 (準用)

第174条 第152条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業 所について準用する。

第3款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

- 第154条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はそ の家族に対し、第180条に規定する重要事項に関する規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

<基準条例> (内容及び手続きの説明及び同意)

第8条の2の(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第279条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(ユニット型指定短期入所生活介護の開始及び終了) ☆準用

- 第155条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の 状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一 時的に居宅において日常生活を営む<u>ため</u>に支障がある者を対象に、ユニ ット型指定短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者、地 <u>域包括支援センター又は</u>保健医療サービス<u>若しくは</u>福祉サービスを提供 する者との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供 の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は 福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定 短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時 に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用 申込者に対し自ら適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供するこ とが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事 業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の 紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法 第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、 当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所生活介護を提 供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合で

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所 生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特 に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要 介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係 る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応) ☆準用

第10条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

- 第11条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法 第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当 該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所生活介護を提供 するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

- 第12条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合で

あって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該 利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなさ れるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画 (施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定短期 入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所生活介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載

あって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該 利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなさ れるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年岡山市条例第31号)第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第15条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第16条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。

(サービスの提供の記録) ☆準用

第19条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、当該ユニット型指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載し

した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所 生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 <u>厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の 提供を行ったことに伴い必要となる費用

た書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所 生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第175条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定 入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1 号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入 所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生 活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費 の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) <u>基準省令第140条の6第3項第3号に規定する平成12年厚生省告示第123号により厚生労働大臣の定める基準</u>に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の 提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

- 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供さ れる便官のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大 臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係る サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用 者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに 掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第二十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ ービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護に係る利用料の支 払を受けた場合は、提供したユニット型指定短期入所生活介護の内容, 費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を 利用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第百四十条の七 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に 応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営む ことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要 な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わ れなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役 割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならな
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行

- (4) 基準省令第140条の6第3項第4号に規定する平成12年厚生省 告示第123号により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選 定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(基準省令第140条の6第3項第5号に規定す る平成12年厚生省告示第19号により厚生労働大臣が定める場合を 除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供さ れる便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14 0条の6第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係る サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用 者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに 掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第21条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サー ビスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護に係る利用料の支払 を受けた場合は、提供したユニット型指定短期入所生活介護の内容、費 用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利 用者に対して交付しなければならない。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第176条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ て、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むこと ができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援 助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われな ければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役 割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならな いし

われなければならない。

- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな い。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>前項の</u>身体的拘束等を行 う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周 知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>自ら</u>その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成) ☆準用

第百二十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体

われなければならない。

- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな い。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合 には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周 知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>多様な評価の手法を用い</u> てその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善 を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成) ☆準用

第158条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な

的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなけれ ばならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場 合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介 護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対 して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介 護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付し なければならない。

(介護)

- 第百四十条の八 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係 を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の 状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活におけ る家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持 って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維 持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、 利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない 場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることが できる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応 じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなけ ればならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得 ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に 取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利 用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しな ければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員 を介護に従事させなければならない。

- サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければな らない。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場 合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介 護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対 して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介 護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付し なければならない。

(介護)

- 第177条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築 き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況 等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活におけ る家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持 って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維 持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、 利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない 場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることがで きる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応 じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなけ ればならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得 ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に 取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利 用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しな ければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員 を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利

用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業 者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第百四十条の九 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならな V)
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応 じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなけれ ばからかい。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重 した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に 応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確 保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関 係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活 室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練) ☆準用

第百三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身 の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の 改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) ☆準用

第百三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職 員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための 適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) ☆準用

第百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他 の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百四十条の十 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜│第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者のし好に 好に応じた趣味,教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに,

用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業 者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事)

- 第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用 者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応 じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなけれ ばならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重 した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に 応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確 保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関 係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活 室で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練) ☆準用

第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の 状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改 善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理) ☆準用

第162条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員 は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適 切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助) ☆準用

- 第163条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心 身の状況, その置かれている環境等の的確な把握に努め, 利用者又はそ の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の 援助を行わなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成 年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。 (その他のサービスの提供)
- 応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用

利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第二十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなら ない。
 - 一 正当な理由なしにユニット型指定短期入所生活介護の利用に関する 指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めら れるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応) ☆準用

第百三十六条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

- 第五十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型 指定短期入所生活介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- <u>第百四十条の十一</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特

者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

- 第27条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに<u>ユニット型指定短期入所生活介護</u>の利用に関する 指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めら れるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応) ☆準用

第165条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定 短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ た場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う 等必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

- 第57条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及びユニット型指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型 指定短期入所生活介護事業所の従業者に第9章第5節第3款の規定を遵 守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種,員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員 (第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別

別養護老人ホームである場合を除く。)

- 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(<u>第百二十一条</u>第二項の 規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除 く。)
- 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- + 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)
- 第百四十条の十一の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次<u>の各号</u>に定める 職員配置を行わなければならない。
- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ニュニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

養護老人ホームである場合を除く。)

- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第150条)第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時, 事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合 の手続
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 成年後見制度の活用支援
- (13) 苦情解決体制の整備
- (14) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第181条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上(2ユニット以下のときは 1人以上)の者は、規則で定めるものとすること。この場合において、 併設ユニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型 事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。

<規則> (ユニットリーダー)

第13条 条例第181条第2項第4号に規定する規則で定める者

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所 生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の 従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、 この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設 の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等) ☆準用

- 第三十条の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介 護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該 業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型短期入所生活 介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の

は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所 生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の 従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、 この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設 の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者の計画的な人材育 成に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等) ☆準用

- 第32条の2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介 護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業 務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型短期入所生活 介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の

見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)

- 第百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - 一 <u>第百二十一条</u>第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
 - 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

第百三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する 具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備 し、それらを定期的に従業者に周知<u>するとともに、定期的に</u>避難、救出 その他必要な訓練を行わなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 見直しを行い,必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)
- 第182条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 第150条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
 - (2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(非常災害対策) ☆準用

- 第112条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害 への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機 関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、 第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練</u>その他必要な訓練を、そ の実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならな い。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用 者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住 民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるも のとする。

(衛生管理等) ☆進用

- 第百四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期 入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者における感染症の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以 上開催するとともに、その結果について、ユニット型短期入所生活介 護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者における感染症の予防 及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者において、ユニット型 短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた めの研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示) ☆準用

- 第三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護事業所の見やすい場所に, 運営規程の概要, ユニット 型短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要 事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面 をユニット型指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これをい つでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に 代えることができる。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項を ウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な 第35条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時において、高 齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとす

(衛生管理等) ☆進用

- 第113条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用す る施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期 入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者における感染症の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について、ユニット型短期入所生活介護 従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者における感染症の予防 及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者において、ユニット型 短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた めの研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示) ☆準用

- 第34条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短 期入所生活介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、 ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単 に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面 を当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲 示に代えることができる。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項を ウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等) ☆進用

理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期 入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要 な措置を講じなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容 が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第三十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定 短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書 その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質 問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調 査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期 入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要 な措置を講じなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第36条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第37条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

- 第38条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護に係る利用者<u>又は</u>その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定 短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書そ の他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査 に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定 短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第 五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法 第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団 体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又 は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第百三十九条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等<u>の</u>地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携等) ☆準用

第三十六条の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の 運営に当たっては、提供したユニット型指定短期入所生活介護に関する 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う 事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第三十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する ユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に 連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止) ☆準用

第三十七条の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生 又はその再発を防止するため、<u>次の各号に</u>掲げる措置を講じなければな らない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定 短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に 規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第17 6条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会 から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域等との連携) ☆準用

第168条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(地域との連携等) ☆準用

第39条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に 当たっては、提供したユニット型指定短期入所生活介護に関する利用者 からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業そ の他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

- 第40条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止) ☆準用

- 第40条の2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、<u>次に</u>掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止の

- 一 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につ いて、ユニット型短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止の ための指針を整備すること。
- 三 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、ユニット型 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) ☆準用
- 第百三十九条の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第三十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定 短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指 定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけれ ばならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第百三十九条の三 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。
- 一 短期入所生活介護計画
- 二 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第 十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百四十条の七第七項の規定による身体的拘束等の態様及び時間,

ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、ユニット型短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、ユニット型 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) ☆準用
- 第168条の2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第41条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備) ☆準用

- 第169条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 第176条第7項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第183条において準用する第170条において準用する第19条

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第 二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する 第 三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第 三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

第百四十条の十三 第百二十五条,第百二十六条,第百二十九条,第百三十二条から第百三十四条まで,第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の三第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準 (共生型短期入所生活介護の基準)

第140条の14 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準<u>第百十八条</u>第一項に規定する指定短期入所事業所をいい,指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害者福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同

第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 第183条において準用する第170条において準用する第27条 の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第183条において準用する第170条において準用する第38条 第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) <u>第183条において準用する第170条</u>において準用する<u>第40条</u> 第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について の記録
- (7) 第181条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第175条第1項から第3項までの規定による利用料等に関する請求及び受領等の記録 (進用)
- 第183条 第154条, 第155条, 第158条, 第161条から第163条まで, 第165条及び第168条から第170条 (第110条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第154条第1項中「第166条」とあるのは「第180条」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第176条第7項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第183条において準用する第170条」と、同項第7号中「次条において準用する第110条第1項」とあるのは「第181条第1項」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項」とあるのは「第175条第1項から第3項」と、第170条中「第9章第4節」とあるのは「第9章第5節第3款」と読み替えるものとする。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準 (共生型短期入所生活介護の基準)

第183条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第103条第1項に規定する指定短期入所事業所をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害者福祉サービス等基準第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)

- じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所 又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用され ていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において,当該 事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。) において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して 満たすべき基準は、次のとおりとする。
- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を,指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九. 九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(進用)

第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十 九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十 四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除 く。),第五十二条,第百一条,第百三条,第百四条,第百二十条及び 第百二十二条並びに第四節(第百四十条を除く。)の規定は、共生型短 期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条 の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の 提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」 と, 第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第三十七 条に規定する運営規程をいう。
第百二十五条第一項において同じ。) _ と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」と あるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第 四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあ るのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第 百三十七条に規定する運営規程 | とあるのは「運営規程 | と、同項、第 百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所 生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指 定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていな い居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を 行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)に おいて指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満 たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と 共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が 提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生 型短期入所生活介護の利用者の数の合計であるとした場合における当 該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (進用)

第183条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19 条, 第21条, 第27条, 第32条の2, 第34条から第36条まで, 第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第57条、第 110条, 第112条, 第113条, 第149条及び第151条並びに 第4節(第170条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事 業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問 介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1 項中「重要事項に関する規程」とあるのは「重要事項に関する規程(第 183条の3において準用する第166条に規定する重要事項に関する 規程をいう。第183条の3において準用する第154条第1項におい て同じ。)」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介 護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第110条 第3項から第5項まで並びに第113条第2項第1号及び第3号中「通 所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第1 54条第1項中「第166条に規定する重要事項に関する規程」とある のは「重要事項に関する規程」と、同項、第157条第3項、第158 百三十九条の三第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護 又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

- 第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入 所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入 所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短 期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であ って、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないこ とができる。
- 一 生活相談員 一以上
- 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準<u>第百七十九条</u>に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)

条第1項及び第165条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第157条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条の3において準用する次条第1項」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第183条の3において準用する第157条第5項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第183条の3」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項まで」であるのは「第183条の3において準用する第156条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定短期入所生活介護事業所等との併設)

第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は,指定通所介護事業所,指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数)

- 第185条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。
 - (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第16 9条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同

の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護 予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び<u>第百四十条の二十九</u>において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上

- 三 栄養士 一以上
- 四 機能訓練指導員 一以上
- 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実 情に応じた適当数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、<u>法その他の法律に規定する</u>指定 通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号 に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介

- じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第187条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数とする。
- 3 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいず れかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で あって、規則で定めるものでなければならない。

<規則> (生活相談員)

- 第6条第2項 第185条第3項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士
- 4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

<規則> (機能訓練指導員)

- 第7条 条例第185条第4項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、はり師またはきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。
- 5 基準該当短期入所生活介護事業者は、指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護 従業者を確保するものとする。
- 6 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介

護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)

第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期 入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなけれ ばならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、 又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第170条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)

- 第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第 1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事 した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、 規則で定めるものでなければならない。

<規則> (管理者)

- 第8条 条例第186条第2項に規定する規則で定める者は、次の 各号のいずれかを満たす者とする。
 - (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者
 - ア 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条及び第8条 の2に規定する事業又は施設
 - イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業
 - ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事

(利用定員等)

- 第百四十条の二十九 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員 (当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入 所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下 この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護 の事業の専用の居室を設けるものとする。
- 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十二条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第百四十条の三十 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - 一 居室
 - 二 食堂
 - 三 機能訓練室
 - 四 浴室
 - 五 便所
 - 六 洗面所
 - 七 静養室
 - 八 面接室
 - 九 介護職員室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、<u>四人以下</u>とすること。

業又は同号口に規定する第1号通所事業

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(利用定員等)

- 第187条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。
- 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第172条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

- 第188条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面所
 - (7) 静養室
 - (8) 面接室
 - (9) 介護職員室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、規則で定める利用

- ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
- ハ 日照, 採光, 換気等利用者の保健衛生, 防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室
 - イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積 以上とすること。
 - ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすること ができる。

<規則> (居室)

- 第9条 条例第188条第2項第1号アただし書に規定する規則 で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、 次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合
 - (2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合
 - ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。
 - イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十 分に確保されていること。
 - ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。
 - エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43方メートル以上とすること。
- ウ 日照, 採光, 換気等利用者の保健衛生, 防災等に十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積 以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保<u>することが</u>でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保<u>することが</u>できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- ウ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各 <u>階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員</u> の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める 基準を満たすときは、この限りでない。

三、浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所

身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

<規則> (食堂)

- 第10条 条例第188条第2項第2号ウただし書に規定する規 則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以 下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められること とする。
- エー必要な備品を備えること。

(3) 浴室

- ア 浴槽を1つとすること。
- イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただ し、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等 を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行 う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- <u>ウ</u>浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。
- エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- オ アから工までに掲げるもののほか、身体の不自由な者が入浴する のに適したものとすること。

<規則> (浴室)

- 第11条 条例第188条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
 - (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
 - (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

(4) 便所

- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとすること。
- ウブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- <u>エ アからウまでに掲げるもののほか</u>, 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

<規則> (便所)

- 第12条 条例第188条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。

五 洗面所

身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- 3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(指定通所介護事業所等との連携)
- 第百四十条の三十一 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期 入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第 二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、 第三十五条から第三十八条まで(第三十六条第五項及び第六項並びに第三 十六条の二第二項を除く。),第五十二条,第百一条,第百三条,第百四 条, 第百二十条並びに第四節 (第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。) の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合 において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十 一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス 費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに 該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、 第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び 第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所 介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第 二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあ るのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とある のは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護 職員」と、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百

- (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(指定通所介護事業所等との連携)
- 第189条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (進用)
- 第190条 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、 第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第3 8条(第5項及び第6項を除く。), 第39条から第41条まで(第3 8条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。), 第57条, 第 110条, 第112条, 第113条, 第149条並びに第4節(第15 6条第1項及び第170条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活 介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内 容, 当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に 代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と, 第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とある のは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条の2第2項、第34条 第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とある のは「短期入所生活介護従業者」と、第57条第2項中「この節」とあ るのは「第9章第7節」と、第110条第3項から第5項まで並びに第 113条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短 期入所生活介護従業者」と、第154条第1項中「第166条」とある のは「第190条において準用する第166条」と、第156条第2項 中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とある

三十九条の三第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第十章~第十四章 (略)

第十五章 雑則

(電磁的記録等)

- 第二百十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条第一項(第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百四十条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)及び第百八十一条第一項(第百九十二条の十二において準用する場合を含む。)がびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付 等」という。)のうち、この<u>省令</u>の規定において書面で行うことが規定 されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾 を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人 の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることがで

のは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第157条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、第162条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第167条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第169条第2項第2号中「第157条第5項」とあるのは「第190条において準用する第157条第5項」と、同項第3号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第8号中「第156条第1項から第3項」とあるのは「第190条において準用する第156条第1項から第3項」とあるのは「第190条において準用する第156条第1項から第3項」と読み替えるものとする。

第10章~第13章 (略)

第14章 雑則

(電磁的記録等)

- 第279条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条(第183条において準用する場合を含む。)、第239条、第206条(第218条において準用する場合を含む。),第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。)及び第226条第1項(第250条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は, 交付, 説明, 同意, 承諾, 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

きる。

附則

(施行期日)

第一条 <u>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</u> (経過措置)

第二条 (略)

第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十条による改正前の老人福祉法(以下この条において「旧老福法」という。)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第百二十四条第六項第一号イ及び口、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。

第四条~第十三条 (略)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第百五十七条に次の三項を加える

第二条 (略)

第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、新基準第九章第五節(第百四十条の四第六項第一号ロ(2)

を除く。)に規定する基準を満たすものについて、新基準第百四十条の四第六項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所で

附則

(施行期日)

第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u>

(経過措置)

第2条 平成12年4月1日において存する老人短期入所事業(介護保険 法施行法(平成9年法律第124号)第20条による改正前の老人福祉 法(以下この条において「旧老福法」という。)第5条の2第4項に規 定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の 用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されて いるものを含み,同日以後に増築され,又は全面的に改築された部分を 除く。)については,第153条第5項第1号ア及びイ,第2号ア並び に第6項の規定は適用しない。

第3条~第8条 (略)

第9条 平成15年4月1日において存する指定短期入所生活介護事業所 (同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、第9 章第5節(第173条第5項第1号イ(イ)を除く。)に規定する基準 を満たすものについて、同号イ(イ)の規定を適用する場合においては、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

ないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介 護の事業を行う事業所であって、新基準第九章第二節及び第五節に規定 する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、 前項の規定は適用しない。

第五条~第十条(略)

<u>附 則(平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号) 抄</u> (施行期日)

- 第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。
- 第二条~第六条 (略)

附 則 (平成二十三年八月十八日厚生労働省令第一○六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。
- 第二条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定す る指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する 短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のも のであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活 介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定 短期入所生活介護事業所」という。) であって、この省令による改正前 の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下 「指定居宅サービス等旧基準」という。) 第百四十条の十六第一項に規 定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(この省 令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生 活介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す る基準(以下「指定居宅サービス等基準」という。)第百四十条の二に 規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。)であ って、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十六 第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当す ることとなるものを含む。) については、この省令の施行後最初の指定 の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 (略)

(検討)

第十七条 (略)

第10条, 第11条 (略)

第12条 平成15年4月1日以前に法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のものであって,同日後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、平成23年厚生労働省令第106号による改正前の基準省令(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)であって、同日後に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準の規定によることができる。

2 (略)

附<u>則(平成二十七年一月十六日厚生労働省令第四号)</u> (施行期日)

第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。

第13条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている通所介護事業者,短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の管理者(施行日後に管理者となる者を除く。)については、平成27年3月31日までの間、第103条第2項、第151条第2項、第221条第2項又は第243条第2項の規定は適用しない。

第14条 (略)

- 第15条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者又は特定施設入居者生活介護事業者の当該指定に係る事業所の建物(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)が木造かつ平屋建てである場合は、基準省令第124条第2項若しくは第140条の4第2項又は第177条第2項若しくは第192条の6第2項の規定によることができる。
- 第16条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定 を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面 的に改築された部分を除く。)において、第153条第5項第1号アの 規定を適用する場合については、「1人とすること。ただし、規則で定 める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする ことができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。
- 第17条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定 を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され,又は全面 的に改築された部分を除く。)については,第153条第5項第2号ウ の規定は,適用しない。
- 第18条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定 を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面 的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第3号又 は第173条第5項第2号の規定にかかわらず、基準省令第124条第 6項第3号又は第140条の4第6項第2号の規定によることができ る。
- 第19条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定 を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面 的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第4号又 は第173条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第124条 第6項第4号又は第140条の4第6項第1号ニの規定によることがで

<u>きる。</u>

2 (略)

- 第20条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定 を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面 的に改築された部分を除く。)については、第173条第6項第1号の 規定にかかわらず、基準省令第140条の4第7項第1号の規定による ことができる。
- 第21条 当分の間,第181条第2項第4号又は第216条第2項第4 号の規定中「前号のユニットリーダー」とあるのは「ユニット型指定短 期入所生活介護事業所の管理者及び従業者」又は「ユニット型指定短期 入所療養介護事業所の管理者及び従業者」とする。

第22条~第24条(略)

附 則(平成26年岡山市条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成27年岡山市条例第12号) (施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条~第3条(略)

<u>附 則 (平成28年岡山市条例第28号)</u> この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市条例第21号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 (略)

附 則(令和3年市条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (以下「新条例」という。)第3条第4項及び第40条の2(新条例第 42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第 100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第17 0条(新条例第183条において準用する場合を含む。)、第183条 の3、第190条、第206条(新条例第218条において準用する場合を含む。)、第239条、第250条、第265条、第267条及び 第278条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」 とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条 の3,第47条,第60条,第64条,第81条,第91条,第100 条,第115条,第117条,第137条,第148条,第170条(新 条例第183条において準用する場合を含む。),第183条の3,第 190条,第206条(新条例第218条において準用する場合を含 む。),第239条,第250条,第265条,第267条及び第278 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定 中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施 しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」と あるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間,新居宅サービス等基準第33条第3項 (新条例第42条の3,第47条,第60条,第64条,第81条,第 91条,第100条及び第278条において準用する場合を含む。), 第113条第2項(新条例第117条,第137条,第170条(新条

例第183条において準用する場合を含む。),第183条3,第19 0条,第239条及び第250条において準用する場合を含む。),第 146条第2項(新条例第206条(新条例第218条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第262条第6 項(新条例第267条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和6年3月31日までの間,新条例第58条の2第3項(新条例第64条において準用する場合を含む。),第110条第3項(新条例第117条,第137条,第148条,第170条,第183条の3,第190条及び第206条において準用する場合を含む。),第181条第4項,第216条第4項及び第235条第4項(新条例第250条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。(ユニットの定員に係る経過措置)
- 6 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例(令和3年市条例第 号。以下この 項において「一部改正条例」という。)附則第5項の規定は、新条例第 173条第5項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合 において、一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「利用定 員」と、「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるの は「この条例による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例第150条第1項第3号及び 第181条第2項」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第173条第5項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年市条例第22号) (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例第8条第2項第2号,第256条第1項及び第279条第1項の改正規定 公布の日
- (2) (略)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間,第1条の規定による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第42条の3,第47条,第60条,第64条,第81条,第91条,第100条,第15条,第117条,第137条,第148条,第170条(新条例第183条において準用する場合を含む。),第183条の3,第190条,第206条(新条例第218条において準用する場合を含む。),第239条及び第250条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新条例第263条第3項(新条例第267条及び第278条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。(身体的均重等の適正化に係る経過措置)
 - (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 令和7年3月31日までの間,新条例第157条第6項(新条例第1 83条の3及び第190条において準用する場合を含む。),第176 条第8項,第196条第6項及び第211条第8項の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
- (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 令和9年3月31日までの間,新条例第168条の2 (新条例第18 3条,第183条の3,第190条,第206条 (新条例第218条に おいて準用する場合を含む。)及び第239条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については,同条中「しなければ」とあるのは「す

ストう怒めたけれげ」とする
<u> </u>
に (四久)